

呉市建設工事監督要領

都市部技術監理室

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正な履行を確保するため、工事の監督について必要な事項を定めるものとする。

(監督員の責務)

第2条 呉市建設工事執行規則（平成9年呉市規則第9号。以下「規則」という。）第17条に規定する監督員（以下「監督員」という。）は、工事が公共の福祉の向上に寄与することを認識し、監督に当たっては公正を旨とし、厳正かつ的確にその職務を行うよう務めるものとする。

(監督業務の分類)

第3条 監督業務は、総括業務、主任業務及び一般業務に分類するものとし、その業務内容は次のとおりとする。

- (1) 総括業務 監督業務に関する総括並びに主任業務及び一般業務を担当する監督員の指揮監督
- (2) 主任業務 監督業務のうち、現場に関する総括及び一般業務を担当する監督員の指揮監督
- (3) 一般業務 監督業務のうち、総括業務及び主任業務以外の業務

(監督体制及び監督員の担当業務)

第4条 監督員は、総括監督員、主任監督員及び一般監督員とし、それぞれ前条各号に規定する総括業務、主任業務及び一般業務を担当する。

(監督員の指定)

第5条 監督員は、工事の請負契約ごとにそれぞれ指定するものとする。

(指定基準)

第6条 監督員には、次に掲げる職員を指定するものとする。

- (1) 総括監督員 工事の施工を担当する課長又は主幹以上の職にある職員
- (2) 主任監督員 工事を担当するグループリーダー以上の職にある職員
- (3) 一般監督員 工事を担当する技師以上の職にある職員

(監督員の通知)

第7条 工事担当課長（土木出張所長を含む。以下「工事担当課長」という。）は、規則第17条第2項及び第4項の規定により、受注者に監督員の氏名を呉市建設工事請負契約約款第9条第2項及び第4項に基づく監督員（通知）（様式第1号）により通知するものとする。

- 2 工事担当課長は、規則第17条第4項の規定により、2人以上の主任監督員又は一般監督員を置いて規則第17条第3項の権限を分担させたときは、その権限の分担内容を工事打合せ簿（様式第2号）で受注者に通知するものとする。
- 3 工事担当課長は、工事の施工中において監督員を交代させる必要が生じたときは、受注者に通知し、必要事項の引継を行うものとする。

（監督の方法）

第8条 監督は、すべての契約書及び設計図書（図面、仕様書）と照合して行うものとする。

（工事記録等）

- 第9条 監督員は、当該工事の受注者から提出された書類、工事打合せ簿及び図面並びに検査、試験等の結果について、その処理経緯を明らかにするものとする。
- 2 監督員は、監督業務を行うに当たり、当該工事施工に関する事項を施工プロセスチェックリスト及び工事打合せ簿等に整理記入する。
 - 3 監督員は、当初請負代金額500万円以上の工事については、工事検査時に施工プロセスチェックリスト及び工事打合せ簿等を検査員に提出するものとする。

（工事完成の義務）

- 第10条 監督員は、設計図書並びに当初予定及び進ちよく状況を記入した工程表により常に工事の進行を確認し、受注者をして確実に工事を進行させ、当該工事の契約図書に記載した工事の完成期限（以下、「工事の完成期限」という。）までに工事を完成させるよう指導、監督しなければならない。
- 2 監督員は、工事施工中、原則、現場代理人を現場に常駐させ、工事の施工について諸般の指揮に当たらせなければならない。
 - 3 監督員は、当該工事に他の工事が施工上密接に関連する場合は、その施工について調整を行わなければならない。

（監督員の注意義務）

- 第11条 監督員は、工事の施工に際し、次に掲げる事項に注意するものとする。
- (1) 受注者その他利害関係人に対し、常に厳正な態度で臨むこと。
 - (2) 工事が適正に施工されるよう常に現場の状況を熟知しておくこと。
 - (3) 工事の施工に際し、工事着手日までに受注者に施工計画書を整備させ、提出を図ること。
 - (4) 工事の施工に支障のないよう適切な指示、監督を遅滞なく行うこと。
 - (5) 工事の施工についての紛争等が起らないよう地元住民等との関係に特に配慮すること。
 - (6) 受注者、現場代理人等の業務を不当に妨げることのないようにすること。
 - (7) 監督において、知ることができた業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならないこと。

(8) 呉市請負工事等検査規程（昭和50年呉市訓令第3号。以下「検査規程」という。）第2条に規定する検査（以下「工事検査」という。）時には、現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）を立ち合わせ、資格証明書等を提出させ、または提示させた上、検査規程第4条の規定により指定された検査員（以下「検査員」という。）に確認を取ること。

（現場代理人及び主任技術者等）

第12条 監督員は、工事開始日以降14日以内に、現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届（様式第3号）を受領し、規則第18条の規定による現場代理人、監理技術者等又は専門技術者の確認を行い、必要な場合は、健康保険・社会保険手帳等の提示を求めて確認を行い、呉市事務決裁規程（昭和58年呉市訓令第4号）別表第1の3財務その他に関する事項の表第37項の規定による決裁権者（以下「工事着工に係る決裁権者」という。）の決裁を得て、速やかに技術監理室長に送付するものとする。

2 監督員は、現場代理人、監理技術者等又は専門技術者、その他受注者が工事を施工するために使用している労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に変更を求めることができるものとする。

（工事の委任又は下請負）

第13条 監督員は、工事の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分についての第三者への下請負については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定により施工体制台帳の写しをその都度提出させ、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかの確認を、施工計画書や施工体系図等と併せ行うものとする。

2 監督員は、前項の下請負人が工事の施工につき著しく不相当と認められる場合は、受注者に変更を求めることができるものとする。

（指示及び協議）

第14条 監督員は、規則第17条第3項第1号に規定する指示（以下「指示」という。）が必要な場合は、指示伺い（様式第4号）により工事担当課長の決裁を得た上で、速やかに指示書（様式第4号の2）を現場代理人に発行するものとする。緊急やむを得ない場合は、臨機の指示をした後において、速やかに工事担当課長の決裁を得なければならない。

ただし、変更契約の対象に該当しない指示内容の場合は、工事打合せ簿を現場代理人に発行するものとする。

2 監督員は、前項の規定による指示書の発行後、速やかに指示書と一体をなす指示請書（様式第4号の3）に受注者の記名・押印並びに現場代理人の押印がなされたものを回収し、指示伺い及び指示請書を変更設計図書に添付するものとする。

- 3 監督員は、規則第17条第3項第1号に規定する協議（以下「協議」という。）が必要な場合は、速やかにこれを行い、必要に応じ、工事打合せ簿を現場代理人に発行するものとする。
- 4 監督員は、受注者が指示又は協議に基づかず、当該工事の内容と異なる内容の工事を施工した場合は、これを改造させることができるものとする。

（設計変更等）

第15条 監督員は、前条第1項の規定により指示書を発行したものについては速やかに変更設計図書等を作成し、呉市事務決裁規程（昭和58年呉市訓令第4号）別表第1の3財務その他に関する事項の表第35項の規定による決裁権者の決裁を得るものとする。

（臨機の措置）

第16条 監督員は、規則第35条第3項の規定に基づき、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執り、直ちに関係方面への連絡その他必要な措置を講じるものとする。

（工事材料の品質・調合検査等）

第17条 監督員は、工事材料の品質について設計図書などの仕様に基づき忠実に使用させるものとする。

- 2 監督員は、設計図書において検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料の検査（見本検査も含む。）に立ち会い、当該記録を整備するものとし、検査の結果不合格となった工事材料は工事現場外に搬出させるものとする。
- 3 監督員は、設計図書において監督員の立ち会いを受けて調合するものと指定された工事材料についても前項と同様にするものとする。

（支給材料及び貸与品）

第18条 監督員は、設計図書の定めるところにより、支給材料及び貸与品を受注者に引き渡す場合は、受注者立会いのもとに品名、品質、数量、規格又は性能を確認した上で引き渡し、受領書又は借用書を提出させるものとする。

- 2 監督員は、使用済の貸与品又は工事の完成、変更若しくは契約の解除に際し不用となった支給材料があるときは、それぞれ区分の上、支給品、貸与品返納書により返納させるものとする。

（詳細図等）

第19条 監督員は、設計図書に基づく詳細図を作成及び交付をし、又は受注者が作成したこれらの図書の内容を承諾するものとする。

- 2 監督員は、受注者から建設廃棄物の処理方法を記載した施工計画書を提出させるものとする。

この場合において建設廃棄物を直ちに処理せず、一時仮置きを行う申出を受けたときは、仮置場の位置図、処理方法及び処理日、その後の処理方法等を記載した施工計画書を提出させ、工事の完成までに処分を完了させるよう指導・

監督しなければならない。

(現場写真)

第20条 監督員は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、現場写真を撮影し、工事打合せ簿等に整理するものとする。

- (1) 工事材料の検査、調合に立ち会ったとき。
- (2) 災害その他の理由により工事に異常の事態が生じたとき。
- (3) 第三者に損害を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 前3号のほか、特に必要があると認めるとき。

2 工事検査時に検査員から指摘事項があった場合には、後日、監督員が立会した現場写真を検査員に提出するものとする。

(部分払)

第21条 監督員は、契約により部分払の必要がある場合において所定の出来形部分があると認めたときは、受注者に出来形確認申請書(様式第5号)を提出させるものとする。

- 2 監督員は、前項の出来形確認申請書の提出を受けたときは、直ちに当該出来形部分の審査をするとともに、検査規程の定めにより受注者に工事検査を受けさせるものとする。
- 3 監督員は、工事検査終了後受注者に、出来高歩合及び今回請求可能額を通知し、受注者に前払・部分払の請求について(様式第6号)を提出させるものとする。

(部分使用)

第22条 監督員は、規則第42条に規定する部分使用の必要がある場合においては、部分使用請求書(様式第7号)を受注者に通知し、受注者が承諾する場合は、部分使用承諾書(様式第8号)を提出させるものとする。

2 監督員は、前項の部分使用請求書を受注者に通知する際には、受注者に部分使用を行おうとする範囲を明確に提示すること。

受注者が部分使用承諾書を提出した場合は、呉市請負工事中間検査実施要領に基づき部分使用を行う範囲の検査を受けさせ、部分使用前の状態を受発注者双方で確認すること。

(部分引渡し)

第23条 監督員は、規則第47条に規定する工事の完成に先立って引渡しを受けべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合においては、予め指定部分及び指定部分の工事完成期限日の特記仕様書に明示するものとする。

- 2 監督員は、指定部分に相応する請負代金の額について、指示書により受注者へ協議を行い、承諾を得ることとする。
- 3 監督員は、指定部分に係る工事が完成したときは、直ちに受注者に指定部分に係る工事完成届(様式第9号)を提出させ工事着手に係る決裁権者に報告す

るものとする。

- 4 監督員は、指定部分に係る工事検査において合格となった工事目的物について、直ちに受注者から指定部分に係る工事目的物の引渡書（様式第10号）を提出させて、引渡しを受けるとともに、請負代金の請求書を受領するものとする。

（工事完成）

- 第24条 監督員は、工事が完成したときは、直ちに受注者に工事完成届（様式第11号）を提出させ工事着工に係る決裁権者に報告するものとする。

（完成検査）

- 第25条 監督員は、前条の工事完成届が提出されたときは、検査規程の定めにより受注者に工事検査を受けさせるものとする。

（引渡し）

- 第26条 監督員は、前条の工事検査において合格となった工事目的物について、直ちに受注者から工事目的物の引渡書（様式第12号）を提出させて、引渡しを受けるとともに、請負代金の請求書を受領するものとする。

（書類の整理）

- 第27条 監督員は、工事が完成し、工事目的物の引渡しを受けたときは、当該工事に関する一切の書類を速やかに整理し、工事着工に係る決裁権者に報告するものとする。

（工事中情報共有システム）

- 第28条 工事中情報共有システム内の帳票の語句については、次のとおり読み替えるものとする。

- (1) 「建設工事請負契約約款」とは、「呉市建設工事請負契約約款」をいう。
- (2) 「監督職員」とは、「監督員」をいう。
- (3) 「監督員」とは、「一般監督員」をいう。

付 則

この要領は、昭和62年11月25日から実施する。

改正 平成元年11月1日
平成9年4月1日
平成13年4月1日
平成17年4月1日
平成20年4月1日
平成21年4月1日

平成22年4月1日
平成24年4月1日
平成26年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成29年6月1日
平成30年6月1日
令和2年10月1日
令和4年4月1日
令和5年4月1日